

# 社会保障制度の改革の現状と動向

## —ドイツと韓国を中心に—

李 静淑\*

### — 目 次 —

1. ドイツモデルに学ぶ
2. 「社会保険」の改革と現在
3. 「福祉国家」の姿と責任
4. 韓国の年金改正と動向

キーワード：リースター年金、疾病金庫、人口オーナス

## 1. ドイツモデルに学ぶ

初めて訪れたドイツでは、多くの高齢者が生き生きとして暮らしている姿を見た。ベルリンの「ドイツ連邦労働・社会秩序省」(BMAS)や労働団体、市民グループ、大学などで話を聞くうち、疾病、老齢、障害、要介護、無職などの社会的リスクに、社会保険を中心とした社会保障がゆきとどいているからだと確信され、心のなごむ思いをした。医療、介護、失業、年金の各分野では、ニーズに対応した制度が整備され、その改革も絶えず繰り返されている。

中でも被用者にとって重要な老後の所得保障は、公的年金が圧倒的な地位を占め、現役時代に築き上げた生活レベルを保障する役割を果たしていた。社会保険、すなわち公的保険のいずれも所得比例の拠出をしなければならないが、給付は現

---

\* LEE, Jung-Sook 本学社会福祉学部教授

金、現物、サービスなどで手厚く保障され、多くの国が高く評価している先進的な社会保障の「ドイツモデル」<sup>(1)</sup>を学ぶことができた。

19世紀末から各種の社会保障制度を導入したドイツは、2度の大戦の敗戦後も社会保障の充実に努めてきた。それはドイツ連邦共和国の「基本法」<sup>(2)</sup>によって発足、保障され、持続・発展の過程にある。「憲法」という名を意識的に避けた「基本法」だが、憲法と全く同じ本質と機能を持っており、法の保障する基本権が、立法権を含むすべての国家権力を拘束するものであることを明記、基本法を支配する最高の法規範であることを示している。

基本法第20条では「社会国家」<sup>(3)</sup>を国の基本原理とし、変えることを許さない「普遍条項」としている。社会国家は「福祉国家」とほぼ同じであり、ドイツ福祉国家体制を象徴する。その内容を形成、展開しているのが社会保障<sup>(4)</sup>であり、主体となっているのが社会保険で、これらの特性がドイツモデルと呼ばれるものである。<sup>(5)</sup>

日本の社会保障制度は、当初からドイツの制度に学び、影響を受けてきた。国民の幸福追求権を認めた日本国憲法はドイツに先行したが、福祉国家としての理念と実践は共に重なるところが少なくない。後発の韓国では両国の優れたところを取り入れている。

しかし、現在、その先進福祉国家が大きく揺らいでいる。分裂とまではいかないとしても、姿を変え、形を替えつつある。その原因は、長寿化、少子化、核家族化や地域社会の変容、雇用の不安化と多様化、経済の混迷と所得格差の拡大、そして何よりも国家財政の悪化である。

社会保障は安定と持続が根幹である。管理・運営の政策、政治はその時の政権がすすめるとしても、恣意的、場当りのなものでは制度は行き詰まり、崩壊する。社会、政治、経済の状況変化で、これまで多くの国が社会保障制度の改善、改革を重ねてきた。しかし一国の努力では手がつけれられないような世界不況や金融不安では、国家財政への影響が大きく、社会保障制度の維持が困難となっている。ドイツや日本でも大・小の改革を続けてきたが、制度財政の落ち込みから部分的な修正や解体ではおさまらず、今や抜本的改革以外に道はなくなってきた。連立政権化のドイツで、制度改革の歴史的変遷と現状、課題のいくつかを考えてみた。

ドイツの人たちに「社会保障」について尋ねると、一番よく聴かされるのは

「連帯」という言葉であった。専門家や大学人、労働リーダーたちだけでなく、一般の市民、お年寄りも若い世代もみんな当然のように誇らしげに答えた。

日本や韓国では社会保障の基軸として、自助、共助、公助が説かれ、それぞれの役割を強調されているが、ドイツでは「連帯性の原則」<sup>(6)</sup>が確立されている。それは自助の限界を支えるもので、道義や倫理的なものではなく、より具体的、現実的に、地域や企業、同業組合、職域、教会などをベースに、自治体や国を含めたさまざまな集合・組織体で、支え、補い合う相互扶助の仕組みである。

ベルリンの年金問題の担当機関であるドイツ連邦労働・社会秩序省を訪ねると、中年の専門官は次のように解説してくれた。

「福祉国家ドイツで社会保障の中軸は、社会保険である。国民に加入を義務づけ、保険料の拠出と保険給付を通じて所得再分配をしている。所得の再分配は、国民の暮らしの格差と不平等を正し、生活の安定と安心を図るためのものである。それによって、国民の連帯感を育て、高めていることを疑う人は誰もいない」

と語られた。社会保険の成果の現状に自信を持ち、うなずくような口ぶりであった。

さらにこの連帯性と並んで社会保障制度の2本柱となっているのが「補足性の原則」である。連帯性による支援、相互助け合いと同時に、それが恩恵となって自助を妨げないようにすすめるためのものである。そこではまず「自助」と「自己責任」を第一に、国民の連帯性、地域や国家による補足性を強固な支柱として構築しているのである。

ドイツの社会保障制度の中核となっている社会保険方式には、年金、医療、介護、失業、労災の5つの保険がある。疾病、老齢、要介護、失業、障害、死亡などに対し「保険原則」による各種保険制度であり、これらは1880年代からさまざまな歴史と試練を経て到達したもので、第2次大戦後のドイツ福祉国家の基盤となったのである。さらにこの福祉国家体制は、労働所得の格差が社会保障の所得再分配を通じて正される仕組みであり、社会的平等と社会連帯を実現するものでもある。

労災保険は、使用者が被保険者であり、保険料を全額負担している。あとの4つの保険は、個人が被保険者となるが、一般被用者は強制加入である（ただ、一

部の高額所得者や自営業者などは任意加入)。

ドイツ型福祉国家、いわゆるドイツモデルの特徴はまだある。「保険原則」だけでなく、「援護原則」、「扶助原則」という制度が別があり、社会保険の運営を支えて多面的な社会保障政策を運用していることだ。

「援護原則」は、保険原則になじまないもの、例えば、国や公共への貢献に対する報償(官吏や軍人などの恩給)や、国に責任がある被害(戦争犠牲者など)についての補償などには国が給付する。また「扶助原則」は、生活困窮者に対する最低生活の維持に必要な公的給付をするもので、どちらも社会保険の補完的役割を果たすという狙いである。

それらによってドイツ社会保険は、失業、疾病、老齢、死亡などを社会的リスクとし、義務化された拠出によって給付は当然受け取るべきものととらえさせ、国民相互の自由で強い連帯感をはぐくんでいるのである。

## 2. 「社会保険」の改革と現在

さて、ここからドイツの主な社会保険の現況と流れ、さらに問題点などについてまとめてみる。

はじめは「公的年金」である。ドイツではどの世代でも、公的年金への期待と信頼が強い。掛け金をきっちり払って、資格ができたらがっちりもらうという姿勢は当然なことだが、論理的・実証的な国民性の権利意識でもあるからだ。実際、出会った多くの老人が、公的年金を唯一、または重要な所得保障としており、早期受給者は年金先進国の中では目立って多いそうである。拠出は所得比例で、給付も所得比例である。だからベルリンやライプツィヒなど旧東独地域で働いていた人は、当時の給与が低かったから、年金額が少なく＜東西格差＞を嘆いている。

65歳以上の低所得者には、最低保障として「基礎保障」という制度があり、月額350ユーロほか住居費や暖房費などが支給されるが、受給資格の調査と認定が厳しく、2009年度で65歳以上の2.3%、約60万人が受給しているに過ぎない。そこでキリスト教民主同盟(CDU)では、現在「最低保障年金」の必要性などの検討をすすめていると聞いた。ドイツの所得に占める社会保険料率は日本の約1.5倍である。

自営業者は任意加入だが、芸術家や看護師、手工芸者などは強制加入。官吏などは恩給制度（無拠出）に加入、農業者は農業者老齢扶助制度がある。

1891年、世界初の公的年金制度を発足させたドイツは、以後、絶えずと言っていいほど大・中の改正や小さな手直しを行ってきた。より良い制度への変革と持続を願ってからである。公的年金制度は世代間契約の理念による賦課方式だが、給付額の20%程度を連邦が補助している給付があるので、その財源捻出のために保険料の変動もしばしばだった。

近年の主な年金改革をたどってみると、1980年代には、年金史上の「第1次年金改革」<sup>(7)</sup>（1957年改革と呼ばれ、賃金スライド制を入れた公的年金と財源問題に賦課方式への移行）で確立した基本構造を維持しながら少子高齢社会への対応を目標とした。しかし、社会民主党（SPD）への政権交代で給付水準を拡大した「第2次年金改革」<sup>(8)</sup>（1972年年金改革法）が、オイル・ショック後の経済、雇用悪化によって年金財政に影響を受けた。さらに女性の年金権問題も絡んできたことなどから、1989年、給付枠の絞り込みをはかる「1992年年金改革法」が施行された。

この「1992年改正」では、(a)年金給付の調整を総賃金スライドから手取り賃金スライドに変更、(b)65歳以前の早期給付に対する減額制を2001年から段階的に導入する、(c)45年加入の標準年金は、現役労働者の平均手取り賃金の70%という水準とする、3つの政治的合意がされた。

このあと続く主な年金改正は、以下のとおりである。

①政権が交代する直前の1997年12月に「1999年年金改正法」が成立、1992年改正の70%という水準を平均余命の伸びに合わせて2030年までに64%に引き下げることにした。

②2001年に成立、翌年1月から実行された「2001年大改正」は、公的年金の給付削減と、それを補うための積立方式による任意加入の「補足年金」<sup>(9)</sup>（リースター年金）を導入した。2011年までに45年加入の標準年金の手取り賃金代替率を、現在の70%から67%にする。ネット賃金スライドは維持する。遺族年金の水準を60%から55%に下げるというものである。この改正で、公的年金の保険料率は2000年の19.3%から2020年までは20%程度を保ち、2020年以降22%に引き上げられる。

③「2004年改正」では、年金スライドに持続可能性係数を導入。

④「2005年改正」では、労働者年金保険と職員年金保険をドイツ年金保険に統合。

⑤「2007年改正」では、年金開始年齢を2012年から2029年にかけて65歳から67歳に段階的に引き上げることにしたのである。

このように相次いだ年金改革は、少子・高齢化の進行に伴って必要となる公的年金制度の持続と安定を目指し、時の政府が緊急、効果的に打ち出したものである。特に1998年9月、首相になったシュレーダーの連立政権（社会民主党と同盟90、緑の党<sup>(10)</sup>）は「保険料上昇の抑制、給付水準の引き下げ、補足的老後保障制度、賃金スライド、育児に対する支援」を5つの柱とする年金改革法を2001年から施行し、政府の諮問委員会「リユールップ委員会」<sup>(11)</sup>は2003年8月の報告書で「改革案は年金生活者に痛みを与えるが、制度の長期的安定のためには、この痛みは避けて通ることはできない」と断言した。このあと続いた改革ではリユールップ委員会の提案のほとんどが採用され、国民もやむなく受け入れているようである。

公的年金の財源は、労使折半の保険料と国庫補助である。公的年金には所得再分配と老後にも現役時代と大きく変わらない生活水準維持の2つの機能があり、少子高齢化の人口変動や景気の変化の経済変動などの影響を受けにくくする工夫が求められる。ドイツでは年金は給付の後払いと位置づけられ、日本の専業主婦のように働いていない人は給付の対象とならない。報酬比例部分のみの1階建て年金である。所得の再分配は生涯賃金によって行われているが、日本の基礎年金による所得再分配のように大きく作用しておらず、所得再分配は保険料ではなく、税によって行われており、年金給付の3分の1が税財源で賄われている。

この税財源の主なものは、1998年4月からの付加価値税（消費税）の引き上げ分と1999年4月からの環境税の増収分（ガソリン税の引き上げ分）である。保険料の不足を補う国庫支出は、1960年の27.5倍も増えて近年は年間約730億ユーロで連邦政府支出の約30%となっている。最終的には、2001年の年金改革によって2030年の保険料率は22%に抑えられるが、リースター年金の保険料率4%を加えると合計26%となる。被保険者分は15%、事業主分が11%である。

年金問題でドイツには日本と共通の苦悩や課題がいっぱいある。給付と拠出、財源問題、女性の年金、賦課・積立の選択と並立制、少子化、長寿化、年金行政などなどである。給付と拠出だけでも、給付額、負担率、年齢問題、高額所得者、

事業者負担、早期受給者など山積みしている。EU間では情報交換や学び合いはあるというが、日・独の行政間ではあまりないようだ。

ドイツの制度持続をするためには、保険加入者の早期引退の流れをくい止め、リースター年金への国庫補助や高所得者への給付削減など多くの課題を抱えている。ドイツはEU諸国の中では優れた年金先進国ではあるが、国際的な不況や雇用難、海外からの移住民、東ドイツの行政整備など課題は多く、アンゲラ・メルケル第2次連立政権は、責任の大きな時期に直面しているのである。特に、公的年金制度の財源について国民の理解と支持をどのように得ていくのか、制度の持続性と共に透明性、整合性、中立性を維持、高めていくことが厳しく問われ、求められているのである。

次に「医療」と「介護」の保険制度についてである。まず、「医療保険」だが、ドイツは日本のような国民皆保険体制ではないが、税込所得が月額5,400マルク(2,700ユーロ)未満の全ての被用者、農林業者、学生、年金生活者、失業者などが強制加入であり、総人口の90%以上がこの公的医療保険によって保障されている。所得の高い被用者や官吏、軍人、聖職者、裁判官、自営業者などには加入義務がなく、任意加入かまたは民間の医療保険に加入することとなっている。

公的医療保険の運営機関としては変わったネーミングの「疾病金庫」<sup>(12)</sup>が当たっている。被保険者の40%を超える人が加入している「地区疾病金庫」のほか、同業者疾病金庫、経営別疾病金庫、共済疾病金庫など多く、地区、職種、経営別など、どの金庫に加入するかは被保険者が選択できる。医療保険の財源は保険が中心で、労使折半だが、低賃金の被用者については使用者が全額負担である。

歴史的には「ビスマルク社会保険」<sup>(13)</sup>の中核として1883年に制定された労働者疾病保険に源を発する公的医療保険は、質の高い制度としてドイツモデルの代表的な一つであったが、近年は医療費の高騰、事務費の上昇、給付の改善、国民意識の変化などによって財政的に深刻な事態となっている。1980年代後半から、医療保障制度の抜本的な改革を数回にわたって行ってきたが、保険医療費の抑制はすすまず「疾病金庫の中にある連帯の精神が空洞化する」という憂慮する意見が広がっているようだ。

前連立政権時代にメルケル首相は、社会は高齢者を＜問題＞としてではなく、＜資源＞として評価すべきだとして、高齢者のための医療、介護政策をすすめて

きたが、新連立になって医療政策の見直しを求められている。連立相手の自由民主党が主張した「医療基金」（保険料に国庫補助を加える）の廃止は一応見送られたが、財政難と市場対策の必要性から、医療保障の退化を心配する声は強いのである。

いま一つの「介護保険」も、医療保険と同じ進行方向にある。1994年、社会保険システムの第5の柱として誕生した「公的介護保険」は、ドイツの高齢社会対策として有益、有効な存在となっていた。全体でおよそ165万人の要介護者がおり、その約75%が60歳以上の高齢者で、80歳から84歳は10人に1人、85歳以上は4人に1人が家庭での要介護状態にある。

ドイツには日本の老人福祉法のような老人のみを対象とした法律はない。「ドイツ介護保険法」第1条には「要介護リスクを社会的に保障するため、新たな社会保険として創設」とある。それまで、介護施設へ入所すると全額、費用は入所者が負担し、社会扶助（生活保護）を受けると財産のすべてを没収されることになっていた。そのため1日12マルク（6ユーロ）の負担で済む「社会的入院」が増え、医療保険の財源を圧迫していた。そこで介護保険法は同条4項で「要介護の重圧のために社会の連帯による援助に頼らざるを得ない要介護者に援助を行うことである」と規定して、それを社会保険によって実現させることを国民に約束したのである。さらに、公的医療保険に加入しているもの全員が介護保険の対象となり（同条2項）、被保険者の家族（配偶者および18歳未満の子どもなど）もその対象になる。つまり、保険料の拠出義務が給付の権利に結びつけられており、給付対象者を高齢者に限定していないため、日本のような社会的扶養の要素はなく、公費負担も原則として行われていないのである。

とすると、日本の介護保険制度には、「要介護者」のほかに「要支援者」がサービス対象者として含まれており、「社会連帯」の概念は、日本に先立ってスタートしたドイツよりも明確に示され、ドイツモデルを取り入れながら独自の理念を生かしていると言いきることができよう<sup>(14)</sup>。

公的年金、公的医療、公的介護、3つの社会保険は、ドイツと日本に、深く大きな関連性、歴史性を学ぶことができるのである。

### 3. 「福祉国家」の姿と責任

2009年の5月23日、東西統一後の「ドイツ連邦共和国」は、1949年発効の「基本法」（憲法）60周年を迎え、各地で記念集會がもたれた。ドイツは1945年5月、第2次世界大戦で敗北、連合国の占領下になったが、1949年5月、ドイツ連邦共和国（西独）が成立、同年10月、ソ連占領地域にはドイツ民主共和国（東独）が誕生した。1961年8月、東独は「ベルリンの壁」を造ったが、1989年11月、壁は崩壊され、1990年10月、東西ドイツは統一した。西ドイツの基本法はそのまま継承されたのである。

この間、ドイツは＜奇跡の成長＞と言われる経済発展で欧州一の経済大国に成長、失業給付や年金早期受給など優れた社会保障制度を持つ福祉国家になった。その働きは「社会的市場経済」という考えの枠組みの中ですすめられた。この概念は、社会福祉を経済政策の中で大きく位置づけ、市場での自由な経済競争を原則としながら、政府に経済秩序を守る必要な介入と役割を認めた政策である。1949年、アデナウアー政権で初代経済相となった経済学者ルートヴィヒ・エアハルト（1897年～1977年）は、「社会的市場経済の父」と呼ばれ、その主著『豊かさを万人に』（邦訳『社会市場経済の勝利』）は2009年2月に復刻本が発売されたが、すぐ売り切れるという人気だった。「社会的」という言葉は今も、国民的合意をはかる意味合いからも使われており、2008年のCDU大会でメルケル首相は「社会的市場経済」の継続を表明したが、メルケル政権の姿勢は「基本法」を尊重するものとして国民の支持を受けた。

しかし、日本と違って基本法の現実化路線をとって数多い＜憲法修正＞をしてきたドイツでは、理念よりも政策が重視され、社会の多様化や経済情勢などによって政権の方向がしばしば変化されることを有権者は知っている。「9月の総選挙（連邦議会・下院選挙）で国民がどう審判するのか、強い関心を持っている」と、滞在していたライプツィヒ大学の教授は言葉を強めていた。

ライプツィヒは元東独の主要都市である。宗教音楽がどこでもいつでも聴かれる緑が豊かな伝統的な学術・文化の街である。2009年8月、3人の年金受給者にインタビューすることができた。

Aさん（80歳）女性。夫と年金生活。65歳から受給し、現在月額800ユーロ

(1人分)。預貯金や別収入は無く、販売員時代の約90%の収入だが満足している。「今の年金制度には簡単に答えられない」。「9月の連邦議会選挙には投票するが、支持政党は答えたくない」。

Bさん(79歳)男性。「妻と2人暮らしで、年金は自分だけで毎月約1,000ユーロ。鉄鋼業界の仕事をしていた。65歳から受給し今は働いていない」。「他の収入は無いが、現役時代の約90%の年金額を受け、ドイツの年金制度には満足している」。「ただ現在、若い世代の雇用が厳しい状況だから、解雇や失業によって年金加入期間が短くなれば、年金受給に必要な加入期間を満たすことができなくなる。政治的経済的な対策が求められるから、今の年金システムを維持するためにも、政治家たちはもっと努力してほしい」。「9月の投票には行く。年金の持続性と安全性の確保を望むからである」。支持政党はCDUだと教えてくれた。

Cさん(69歳)女性。夫と死別して単身。実験研究所の専門家だった。「私が用意していたものは無いが、遺族年金と夫の個人年金、貯蓄性投資などで生活している。年金額は言いたくない」。「ただ、今の生活に満足しているから、年金制度に不満はない」。「選挙には行くが、支持政党は言えない」。

さらにBさんは「ドイツの年金受給者の多くの人が私と同じ考えだろうと思っている」と付け加えた。

このあと訪れた首都ベルリンでは、政府機関や病院、労組事務所などで現政権をあわてさせている頭の痛い選挙運動が広がっていた。4年間続いたCDUとSPDの2大政党大連立政権の解消をうながす足元からの分裂としか言えない信じ難い光景だったのである。

約4万人の医師が参加するネットワークを作って、病院などに張り出した「医師の診療を望まないならSPDかCDUに投票しよう」というポスターの呼びかけが口火となったようだ。医師たちは、患者の自己負担を増やし医師の診療報酬を減らした連立政権の医療改革に抗議、このままでは金持ちだけの医療になると訴えたのである。患者の反応は大きく、両党への抗議が続いた。また全国組織の労組の中からは、支給年齢を67歳に引き上げた年金改革や失業手当の給付期間短縮などにかかわったSPDの責任を問い、これまでの組織選挙協力をやめて組合員の自主投票に切り替える動きが出てきたのである。

労働者に支えられたSPDと、パートナーのCDUにとって、こうした支持者離

反の波は寝耳に水で、9月総選挙の結果を予測させるものとして不気味に映ったようだ。

9月27日の総選挙。ドイツに11年ぶりの中道右派政権が生まれた。SPDに替わってCDUと連立するのは自由民主党（FDP）である。投票1か月ほど前に決定的となった2大政党離れは、同時に「多党化時代の到来を印象づけた。敗退したSPDは10%以上失って戦後最低の23%という得票率。CDUは33.8%だったが、これも1949年総選挙に次ぐ低得票率。それに対して、FDP、左派党、緑の党の小政党はいずれも伸びて10%以上だった。

SPD惨敗の原因は何であろうか。ドイツのメディアが共通して指摘したのが、「社会的弱者を裏切った冷たい社会保障政策にある」であった。年金支給開始年齢の引き上げなど財政安定化のためにCDUと組んで強引に、国民の声に耳をふさいで実現させた施策に、民意は＜大連立ノー＞と叫んだのである。

10月28日、ドイツ連邦議会はメルケル首相を再選出、保守的な中道右派政権が発足した。FDPと約240億ユーロ規模の減税を合意した。しかし、「小さな政府」路線を求めるFDPに対してCDUは社会的公正を主張して早々に不協和音が伝わってきている。一致する政策は、所得減税による経済の活性化と経済危機脱出にあるといわれる。だが、低所得者から中間層にかけての幅広い減税を目指すCDUに対し、FDPは高所得者層への手厚い対応や法人減税にも配慮を求めており、具体的数字や実施時期についてもかなり食い違いをのぞかせている。

このほか外交問題や企業救済、原子力発電所など多くの課題をかかえた新政権だが、労働、社会政策分野では、前連立政権の政策がほとんど継承され、医療保険改革では、保険料に国庫補助を加えた医療基金の存続も決めた、と報道されている。

旧東独で育った物理学者のメルケル首相は55歳。ベルリンの壁崩壊後に政界にデビューした。クールでロジカルな科学者だが、これまでも強い口調で旧東独批判をすることがしばしばあった。それは社会主義政権への批判ではなく、その時代を生きてきた旧東独国民に意識の改革を求める激励である。だがそれを冷やかに受け止める人たちも少なくないのである。＜東西格差＞という現実、雇用や賃金、福祉や生活環境など多くの面に現れており、切り捨てられたと思う人たちが中・高年層を上位に、かなりの数に達しているとライプツィヒ大学の女性研

究者は語ってくれた。

2期目となったメルケル政権が改めて、転機となった政治現況を見つめ直したのは、11月9日、ベルリンの壁崩壊の記念式典日であったことをインターネットで知ることができた。ベルリンでの式典で米・英・仏の首脳やドイツの元首相らは統一の成果を讃えあったが、式場の外では「オスタルギー」という言葉が飛びかっていたと書かれていた。この言葉は「オスト（東）」と「ノスタルギー（郷愁）」のドイツ語を組み合わせた造語で、数年前から旧東独地域で広がってきっていた。反政府の意思表示というより、耐えかねてきた積年の思いを口に出した、と理解することができる。旧東独では生活水準も低く、厳しい統制国家であったが、雇用や配給、支給に差別はなく、社会主義の公平性と平等が保障され、弱者や高齢者への福祉は充実していたと訴える人が多い。<sup>(15)</sup>統一から20年たった現在、東西格差は埋まるどころかかえって広がり、旧東独地域の平均所得は旧西独地域よりも約30%低く、失業率は2倍以上となっているのが現状である。

一方で、旧東独地域への支援や支出の財政援助を、納税者として負担に思う旧西独住民が増えつつあることも隠しきれなくなっている。ドイツ民間機関の調査では、旧東独地域約1,000人の約15%がベルリンの壁の復活を望んでいるといい、この数字は前連立政権にも大きなショックを与えたと報道されている。

戦後直ちに国土を分断され、民主主義と共産主義の2国家に分れたドイツは、民族悲願の統一国家に復活、今や欧州随一の経済大国である。それをもたらしたのは、社会保障と経済のバランスを目標に推進してきた「社会的市場経済」であった。その実績と歴史には、同じような敗戦と国家分断を経験した日本と韓国にとって学ぶべき大きなものがある。

ドイツは、ヨーロッパ統合の超国家組織・欧州連合（EU）のリーダーとして世界の期待と関心を集めている。そのEUは、ギリシャの財政危機を引き金に単一通貨ユーロが揺れ、危機の試練を迎えている。機を同じくしてドイツは財政問題と雇用不安、不況脱出の大きな命題をかかえ、その取り組みがメルケル連立政権の第一歩となった。EU加盟27か国の多くはメルケル政権と同じ中道右派である。社会の閉塞感を打ち破るには、市場経済重視だけではなく、手厚い福祉と社会保障の安定と持続、そのための絶えざる改革なしにはできないことを、ドイツの女性首相は身をもって心得ているのではないだろうか。

EUでもっとも頼られているドイツは、先進的な福祉国家群だけではなく、後発の発展途上国からも社会保障制度の進展、持続化にリーダーシップを委ねられている。21世紀に入って10年、経済的な混迷が続く中で、新しい連帯と競争がスタートしているのだ。一時、新保守主義の国から批判を受けたが、社会国家としての自信と誇りは消えそうもない。社会的平等と社会連帯が重視され信頼されている国家と国民の姿であろう。だが反面、財政の悪化、雇用の不安定化、多様化などドイツモデルの行方に影を落とすような状況が出てきていることも事実である。

さらにいえば、ドイツはEUにあって単なる加盟国の一国ではなく、政治、経済、外交、軍事、環境の全ての面で大きな存在であり、ドイツの発展はEUの発展であり、ドイツの劣化はEUの劣化と言われるまでの国際的な使命と責任を持つ国である。

すでにEUを特徴づける概念として「欧州社会的モデル」あるいは「社会的欧州」という言葉が使われている。「経済的進歩と社会的進歩は不可欠」という立場のこの概念には、EU加盟国間の連帯を基礎とした貧困の撲滅、対等のパートナーと位置づける労使関係、市民参加などが含まれており、各国の独自性、独立性を尊重し結合して展開していく多様性のある欧州社会的モデルなのである。

中でも社会保障政策には、それぞれの国で連帯性による支援、相互助け合いの仕組みが組み込まれている。こうした社会保障政策は、ドイツだけでなく、北欧やオーストリア、オランダなど他のヨーロッパ福祉国家も同じように（程度の差はあるが）社会民主主義を規範として、修正された資本主義経済を社会保障システムと結合させる包括的政策として展開されてきている。そこでは「自助」や「自己責任」を第一に、国民の連帯性、地域や国家による補足性を支柱として構築したが、連帯は補足にとどめるという原則も付加されているのである。

そしてその中核の存在として輝き、常に大きく指導性を発揮するのはやはり「ドイツモデル」である。ドイツに生まれたこの考えは、すでに欧州社会的モデルの大きな源流となっている。それを柔軟に安定して生かし、これからどのように展開されていくのか。社会保障制度の再構築期にある現在、大きな期待と小さな不安は尽きないのである。

## 4. 韓国の年金改正と動向

社会保障制度をすすめている先発、後発のどの国もいま頭を悩ませているのが、平等と公正、安定と持続のための財政問題であろう。グローバルな経済不況、金融危機の外的影響とともに、少子高齢化、所得の格差化、雇用不安など内的要因の拡大、進行によって年金、医療、介護などいろいろな社会保障制度に破綻やほころびが見えはじめているからである。緊急な財政対策とともに恒久的な対応が望まれ、多くの国で改革がスタートしているものの、なかなか効果のある解決策が見つからず、苦勞しているのが現状である。

2010年1月4日付の日本経済新聞は社説で、「人口オーナス期<sup>(16)</sup>」という言葉を使って「若者が負担できる年金・医療を築き直せ」と未来への責任を主張した。オーナスとは、英語で<重荷>を意味する。人口オーナス期は、高齢層への財政支出が増え、現役に高い負担を強いる時期の到来を警告したものである。この社説では、高齢者に偏る年金給付の一部を子どもや若者に振り向ける必要がある、として年金への課税強化を求め、消費税増税への見取り図を示せ、と求めている。反発する読者も多いだろうが、「高齢者率が20年後に31%、45年後に40%を超え、15~64歳の現役人口が半数強」（政府推定）という人口構造を懸念するからだと言明している。

社会保障制度の前に立ちふさがり少子化の壁は日本よりも韓国の方が高く大きい。2月末の韓国政府発表では、2009年の合計特殊出生率は、2008年の1.19から下がって1.15と2年連続のマイナスだった（日本は2008年が1.37）。OECD（経済開発協力機構）の加盟国では最低で、2010年の出生率はさらに落ち込む見込みである。

これに対し、高齢化のスピードは日本やドイツを上回る勢いだ。2008年7月1日現在、韓国の65歳以上老人人口は約516万人で全人口の10.3%を占めており、2025年には1,000万人を超え、全人口の20.8%になると予想されている。OECD加盟諸国の平均高齢化率14~15%には未だ達していないが、高齢化のスピードは世界一とみられている。

かつては、高い出生率だった韓国が、少子化と高齢化の競合で人口は2018年以降減少となる見込みだが、将来の労働力の減少では社会保障システムの危機感は

より高まってくるのである。日本と同じように、女性の社会進出はすすむのに、仕事と育児を両立させる環境の不備が指摘されている。さらに高学歴化や生活、教育費の負担の重さによる晩婚化も加わって、出生率の低下は構造的になっており、雇用不安もあって親元で暮らす女性が増えている。

2009年11月下旬、国連は、公表した『韓国の人権に関する報告書』で「路上生活者など人口の8.4%が基礎生活保障制度の保護を受けられず、高成長なのに貧困層が拡大している」と懸念を示した。ソウル市の集計では、市内の路上生活者は約3,500人で前年末より約500人増えていることが分かった。

同じ年の夏、韓国では『韓国ワーキングプア・88万ウォン世代』がベストセラーになった。健康保険や雇用保険、労災保険などのセーフティネットからもれて、平均月収88万ウォン（約7万円弱）で働くソウルなど都会の20代の非正規労働者の姿を描いた作品である。共著者の延世大の経済学者・禹哲熏<sup>ウ・ソクン</sup>さんは「ソウルは大学生のホームレスが出現して私はショックを受けた。学費は何とか工面できても、家賃が払えないので野宿しているという」、「1997年のIMF経済危機以降、雇用が柔軟化し、あおりを最も受けたのが20代でソウル在住の若者である。単身者用アパートの家賃が月40万～50万ウォンはするから、親と同居しなければ食べていけない」と厳しい現実を指摘している。「政府の取組みは当然だが、社会の中核を担う40代、50代に身を削る覚悟が求められる。若い世代にもっと税金を投入し、若者世代への所得移転に踏み切ることが先々のためになる」（「朝日新聞」、2009年7月29日）と述べている。

韓国の国民年金制度が施行されてから20年経った2008年、初めて完全老齢年金の受給者が現れた。受給に必要な最低拠出期間は20年で、20年未満の者に対する経過救済措置が設けられており、2007年11月現在、老齢年金受給者約170万人のなか、月額10万ウォンから20万ウォンを受給する者が約93万人と最多数を占めていた。しかし、同時期の全勤労者所得平均は261万ウォンであり、年金だけで生活していくことは困難ということがわかるであろう（当時100ウォン11.4円）。

韓国は所得格差が大きい。OECDによると、所得上位10%の所得は下位10%の4.7倍で、加盟國中7番目に大きい。格差の拡大は、時の政治体制への不満につながり、社会保障制度への不信や不安をひろげるタネになるのである。韓国の社会保障制度は、1973年に制定された「国民年金法」が1988年から施行されて、

今年2010年に22年を迎えた。また、全国民が強制加入の国民皆年金は1999年に達成されて11年が経過した。日本の介護保険法に当たる「老人長期療養保険法」は、2007年4月に成立し、2008年7月から施行されている。現在、こうした公的保険制度にかかわる財源、拠出制の年金給付、セーフティネットとしての公的扶助の位置づけなどについて、制度の見直しによる再構築が論議されている。

韓国で現在、65歳以上の老人人口は、農業社会時代に生まれて育ち、青・中年を産業化時代に過ごした人々である。当時は、公的年金という考えはなく、老後は子どもが面倒をみてくれると信じていた世代であるが、やがて、経済成長のため一生を捧げてきた老人たちの老後は決して明るくないことに気付く。

統計庁の調査によると、現在65歳以上の老人たちは、健康問題（全体回答者の43.6%）を一番心配しており、その次には経済的な問題（38.4%）が多かった。また、2006年のある調査では、全世帯主のなかで65歳以上の老人世帯主が占める比率は、6.69%であったが、貧困世帯のなかで老人世帯主が占める世帯数は20.67%に達していることがわかった。すなわち、老人世帯の貧困率は全世帯の平均貧困率より3倍以上高く、産業化時代に献身的に尽くしたほとんどの老人たちが、老後の貧困に苦しんでいることを裏付けている。

今後、国民年金受給者が増え、2008年から実施された「基礎老齢年金」が定着すれば、老後の貧困問題は緩和できるのだろうか。＜老後安定化＞という名のもとで実施された2007年の「国民年金法」は＜低負担－低給付＞体系に改正された結果、退職以前（現役時代）の生活維持と老後の貧困予防という公的年金制度の本質的な目的を果たすことは困難となってきたとする見方が大勢だ。その改革の展開過程と問題点、課題などをみってみる。

韓国の国民年金は、1988年1月から、10人以上を雇用する事務所の労働者を対象に実施、1992年には5人以上の事務所に、1995年からは農漁村住民、1999年からは都市住民に適用されたもので、全国民強制加入の対象となる国民皆年金体制が確立された。国民年金は公務員年金、私立学校教職員年金、軍人年金の加入者を除いて、職業や地域を問わず全国民をカバーすることになっているが、現実の適用範囲は約60%程度で、2005年末現在、1712.4万人（総人口の35.5%）である。事業所加入者は795万人、地域加入者が912.4万人、任意加入者5万人となっているが、地域加入者の50%を超える463.4万人（全加入者の27%）が納付例外者に

なっている。しかも、地域加入者の保険料納付率は75.7%しかない（「国民年金改革報告」保健福祉部、2006年）。

1988年に国民年金制度が導入されて以来、これまで2回にわたる大きな改革が行われた。第1次改革は、1998年の「国民年金」改革であり、第2次改革は、2007年に実施された「国民年金」改革と「基礎老齢年金制度」の導入、改編をあげることができる。

### (1) 第1次改革

キム・ヨンサム

金泳三政権の後期にあたる1996年に、国民年金制度を都市地域住民に拡大適用させて、全国民年金時代を開くことを決めた。しかし、国民年金財政の長期的不安定、自営業者に対する所得把握の困難、国民年金基金運営に対する国民の不信など当時の根本的な問題点が指摘され、1997年4月の国会に改正法案が提出されたものの合意を得ることができず、同12月に成立した。主な内容は次のとおりである。

①国民年金の適用対象者の範囲を既存の5人以上の事業所従業者、農漁民、農漁村地域居住者に限定したのを1999年4月からは都市地域の自営業者、5人未満事業所の勤労者、臨時およびパートタイム勤労者など都市地域の全国民に拡大する。

②将来世代の年金財政に対する負担の確保や、国民年金制度の持続可能性を高めるため、40年加入者（平均所得）に支給していた給付水準を現役所得の70%から60%に引き下げる。

③国民年金の受給開始年齢は、従来の60歳から、2013年から5年ごとに1歳ずつ延長して、2033年以降には65歳に引き上げる。

④老齢年金受給に必要な最低加入期間を15年から10年に、早期老齢年金の受給資格期間を20年から10年に短くし、年金給付の調整は毎年物価上昇率で行う自動物価連動システムに変更する。

⑤社会経済的な環境の変化に伴う年金財政の不均衡を防ぐため、5年ごとに財政計算制度を実施する。

## (2) 第2次改革

2007年7月に行われた国民年金改革は、給付水準（所得代替率）を60％から40％へ引き下げ、基礎老齢年金制度を導入などの大きな改革であった。主な内容として、国民年金は2008年に給付水準を50％に引き下げて、2028年には最終的に40％水準まで引き下げることと、死角地帯の解消という狙いから、全体の老人人口の60％に国民年金加入者の平均所得の5％を支給し、2028年まで10％水準に引き上げるということである。だが、老後の貧困予防という公的年金制度の本来の目的から考えてみると大きな後退といえよう。財政安定化論と後世代負担の軽減から年金受給額を34％も引き下げ（60％から40％）た世界的に例のない年金額の縮小であり、老後所得保障機能を弱める結果となった。ただ、2008年の財政推計によると、基金枯渇に入る時期が2040年代後半（2047年）から2060年代へと、約13年ほど延びたという意味では、財政安定化と評価できるかもしれないが、老後所得保障機能は弱まるなどの問題点が指摘される。

また基礎老齢年金法の改正は、全体老人の60％に、全加入者の平均所得の5％を支給するが、金額は2028年まで引き上げ、平均所得の10％を支給するという骨子であり、導入の狙いは給付水準の引き下げ分を補い、老後所得保障の死角地帯を解消するということであった。しかし、基礎老齢年金は普遍的な「基礎年金」なのか、「公的扶助」なのか、明確でない。租税を財源とし、60％の老人に定額の現金を支給するという面からは基礎年金的な意味はあるが、資産調査をするという点では公的扶助の意味をもっている。

この基礎老齢年金法は同年4月25日に公布され、2008年1月から2段階（2008年1月には70歳以上、2008年7月に65歳以上拡大）に分けて施行するが、年金額は国民年金加入者の平均所得月額額の5％（月額8～9万ウォン水準）に設定して、受給対象は施行初期の全体老人（約502万人）の60％水準（約300万人）であった。しかし、3か月も経たないうちに改正された。

韓国の年金給付は基礎部分と所得比例部分が統合されている。国民年金の受給者は2005年末現在、165.2万人で、65歳以上高齢者（2005年4,383,156人。全人口の9.1％）の37.7％である。年金の総給付費は3兆2,100億ウォンで、1人当たり平均16.2万ウォン（毎月）を受給している。確定給付方式で当初は40年間加入平均所得者に70％の所得代替率を約束する低負担・高給付の構造でスタートしたが、

1998年の改正で60%に引き下げた。

年金の財源方式は部分積立方式で、使用者と被用者の保険料、運営管理費の国庫負担、積立方式の運用による利益分によって賄っている。労使の分担は1988年から1992年は、所得の3%を折半して負担、1993年から1997年は6%、1999年の法改正で9%の保険料を同率分担している。自営業者など地域加入者は全額本人負担であるが、農漁民には保険料の一部が補助されている。年金積立金は2005年末156兆2,829億ウォンで、GDPの20%弱であるが、年金財政の健全性を示すものではなく、給付水準の引き下げか、保険料の引き上げかの選択に迫られている。年金改革案は2003年の国会に提出されたが、論議されないままに廃棄され、翌年再び提出された経過がある。

韓国では、日本と同じように生計の維持については自己責任の原則を第一に掲げ、次に拠出制の年金給付がこれを補い、最後のセーフティネットとして公的扶助が位置づけられており（国民基礎生活保障法第3条）、年金制度と国民基礎生活保障制度が国家政策による社会保障制度となっている。しかし、現在、日韓ともに超少子高齢社会に向かっており、さらに制度を支えてきた経済成長は鈍化し、制度の持続的維持を危ぶむ声が強まっている。そこで、制度の持続可能性を確保するための新しい在り方が検討、論議されている。すでに韓国保健社会研究院では2007年に「国民年金基金は2055年に枯渇する」と予測しており、2008年2月25日に発足した李明博政権は年金改革を公約に掲げ、国民年金と施行されたばかりの基礎老齢年金の統合を議論している。

韓国の国民年金は、所得階層間、世代間所得再分配機能が強く設計された進歩的な制度であるといわれている。例えば、加入期間40年の所得代替率を見ると、中間所得者は60%だが、中間所得水準の2分の1以下の者は90%を上回るのに対し、中間所得の2倍以上の者は45%以下になるなど所得再分配が強調されている。しかし、頭の痛い問題は、農漁民や自営業者の正確な所得の把握が不可能な実態で、所得が把握されている賃金所得者が不利益を受け、低賃金所得者から富裕な自営業者への逆進的再分配の可能性が高いということである。事実、保健福祉部と年金公団の地域加入者所得推計では、申告所得は推定所得の60%にも満たない深刻な状況であり、年金制度改革の第一歩としてまず所得把握システムなどインフラの早急な整備が望まれているのである。

現在、年金の制度改革については、先行したヨーロッパ諸国のなかにも今なお継続中のところが多い。保守党と労働党が政権交代するたびに、政党のイデオロギーを反映した政策改革を行ってきたイギリスのようなケースは例外的で、一般に政権交代とは関わりなく長期的な国策として進められているのが普通である。しかし見逃せないことは、ほとんどの国において年金改革のもっとも大きな狙いは、財政的安定を目指した係数的改革で、実際には年金給付額の引き下げが実態である。日本の場合は、急激な少子高齢化の進行や経済の低迷に対応して財政的安定を目指した改革に着手しつつ労働市場の変化などを考慮し、年金制度そのものの現代化を目指す改革と言われている。

これに対し韓国の場合は、財政不安による将来年金への不信感が国民の間に大きく膨らんでおり、年金適正化や現代化への考慮する余裕はあまりなかったように指摘されており、年金発展段階の異なる日韓両国のそれぞれの特有な課題を示し、その対応が待たれているのである。特に韓国では、年金基金運用、財政的不安、公平への疑問、政策の合理性の欠如などによって年金不信が高まっている。また、非正規労働者（主に臨時職と日雇い労働）は年々増加しており、失業者を含め潜在的無年金者の増加という年金制度の死角におかれている人たちをどのように救済するかが緊急の課題となっている。

最近、韓国は労働市場の両極化によって、国民年金の加入者は経済活動人口のおよそ3分の2しか対象とされておらず、残り3分の1は除外されていることに等しい現状である。それは、年金の保険料を払っている人たちは、正規社員、または所得がある程度把握できる一定規模以上の自営業者と農民である。それに対して、非正規社員、零細自営業者、失業者などは国民年金加入対象から外されているからである。つまり比較的、社会で安定している階層は老後所得が保障されるシステムであるが、雇用状態が極めて不安で低賃金の職種は年金資格が得られず、年金受給対象者になれない状況が続いているのである。このような両極化問題を解消するためにも「基礎年金」の導入は不可欠である。

「基礎年金」の給付水準に対してはまだ異見のある状況だが、「基礎年金」の財源については、保険料方式ではなく、租税方式ですすめるべきであるという合意は得られたとみられる。もし、租税方式の「基礎年金」が導入される場合は、現行の基礎老齢年金制度の受給範囲を広め、年金額を引き上げることによって初

めて導入が可能となる。上記したように、現行の基礎老齢年金制度は、支給範囲、また支給方式が制限的であるため、普遍的な年金として支給される「基礎年金」でもなく、一部の低所得層に支給される公的扶助でもない曖昧な制度的な性格を有している。しかし、負担なしで給付されている点では、伝統的なビスマルク式の社会保険の原理から脱皮していることは間違いない。

したがって、基礎老齢年金制度を完全な「基礎年金」の形に制度変更する必要がある。まず、支給範囲を全体老人の60%から80%水準まで広めること、給付水準を国民年金全加入者の平均所得の10%水準に引き上げる必要がある。また、基礎老齢年金制度を租税を財源とする「基礎年金」へ転換されると、現在、保険料を納めることができなくて、将来、年金を受け取ることができない人たちの貧困予防の制度になることは間違いない。

ただ、「基礎年金」が導入されたとしても、低額の給付水準は調整しないといけない。2007年に改正された「国民年金」の所得代替率が低過ぎるため、適正な老後所得を保障しにくいからである。国民年金の給付水準は、現役世帯所得の50%以下にしてはならない。せめて給付水準を50%に固定させる必要がある。公的年金制度の本来の目的は、退職以前の生活維持と貧困予防にあるからだ。最近の公的年金の改革は、防貧機能の強化に偏っている傾向にあるが、給付水準を上げることは大切である。そのために国民年金の保険料率水準を現行の9%水準から引き上げることが求められている。適正な保険料率が保障されなければ、適正な国民年金の給付額の保障は難しく、老人貧困問題を社会的に対処できなくなるからである。国民の理解と信頼を得て、国家政策にどう生かせていくか、急がねばならない重要なテーマなのである。

## 注

- (1) 先進国の多くは福祉国家と呼ばれ、全ての国民に生存権を保障し、社会保障制度を設けているが、ドイツでは社会国家という語が使われている。社会国家を形成しているのが社会保障であり、社会保障は社会保険を基軸として形成、展開されてきた。その社会保障を「ドイツモデル」と呼んでドイツの福祉国家体制を特徴づけている。
- (2) ドイツでは憲法に当たる。基本法の第1条第1項は「人間の尊厳は不可欠である。これを尊

- 重し、かつ、保護することは、すべての国家権力の義務である」と定め、第20条1項では「ドイツ連邦共和国は民主的かつ社会的な連邦国家である」と規定、社会国家を国の基本原理として、決して変えることのできない不変事項としている。
- (3) 社会国家とは福祉国家のドイツ語表記とみられがちだが、ドイツの社会学者、ゲアハルト・リッター氏は「社会国家概念は福祉国家概念よりも広く、より明晰な内容を持つ」と説明、その起源を「もともとの連帯共同体から抜け落ちた貧民に対する公的責任の増大」に求めている。そして現代では「社会の安定、平等化の促進及び政治、社会的共同決定を通じて住民を統合し、政治的・社会的・経済的システムを絶えず安定化させると同時に進化させることにある」と述べている。
- (4) ドイツでははっきりした概念はなく、行政のあらゆる社会政策や労働政策も含めて使われている用語である。
- (5) ドイツモデルの最大の特徴は社会保険を基軸としていることにある。社会保険は保険原則と扶助原則を組み合わせることによって、社会的平等と社会連帯を実現してきた。社会保険加入を義務化し、保険料拠出と保険給付を通じて所得再分配を行い、国民生活の安定を図っている。社会国家にとって社会保険は最善かつ必要な社会政策である。
- (6) 社会保険にとって、社会政策的な視点から保険義務の範囲を規定することは極めて重要だ。それは集团的自助の原則によって、ある社会集団が互いに助け合うということである。ドイツでは小さな生活圏から国家にいたるまでさまざまな社会機構の中で、連帯性に基づく支援や相互扶助の仕組みができています。
- (7) 1957年、アデナウアー政権が実行した年金史上の画期的な改革で、積立方式から賦課方式への移行と、年金給付額を所得上昇に合わせてスライドさせる賃金スライド制を導入した。各国で主流となった世代間契約に基づく賦課方式は、この1957年改革が起点である。
- (8) 1972年、CDU連立政権からSPDへの政権交代で給付水準の拡大をした改革である。早期受給の導入や自営業者・専業主婦の任意加入制、最低所得者の年金などが実現した。
- (9) 正式には「補足的老後保障制度」という補足型民間保険である。年金の給付水準の引き下げを補うために導入された任意加入・積立方式の私的年金。2001年の改正で決まり、2002年から年収の1%でスタート、2008年には年収の4%まで拠出できるようになった。
- (10) 1998年9月、社民党と連立政権をつくった市民団体の政党。地球環境保全や人権、平和運動をする良心的進歩派といわれ、知識人や主婦の支持を集めている。
- (11) 2001年の年金制度改革に続き、さらに社会保障の資金調達を持続性を検討してきた政府の

- 諮問委員会。ベルト・リュールupp委員長の名で呼ばれている。27人の委員は年金、医療、介護を含む社会保険制度について9か月間検討、2003年8月、その報告書が公表された。それによると大きな具体策は2つで、まず、2011年から年金の支給開始を65歳から67歳に引き上げる。ただし一気にではなく、1年につき1か月ずつ引き上げて2035年に完了する。第2は、年金額算定の給付スライド式の中に「持続可能ファクター」を取り入れて給付額の上昇を抑制する、というものである。政府は受け入れて2004年改革の主な政策とした。
- (12) 日本では、被保険者は保険者（疾病金庫）を選べないが、ドイツでは加入者が自由に選ぶので、保険者間の競争が烈しい。疾病金庫は2004年現在で267あったが、減少の傾向にある。しかし給付率は日本より高く、財政的不況に悩んでいる。
- (13) 旧ドイツ帝国の宰相ビスマルクが、労働者の福祉を増進するため皇帝に説明して社会保険の立法化をはかり、1880年代に疾病保険など3つの社会保険法を制定した。社会保険の成立は、労働する人びとへの社会政策の進展をもたらしたと評価されている。
- (14) 日本の介護保険法では、自己決定、自己責任、自立支援、在宅介護優先、人間としての尊厳の確保などの連帯理念が、ドイツの連帯理念と共通しており、さらに財源の調達仕組みなどに独自の社会連帯のあり方が現れているのが特色である。
- (15) 2007年、ドイツ経済研究所の調査では、年金生活者の平均額は、旧東ドイツの男性が1,011ユーロ（13万1,430円）、女性が634ユーロ（8万2,420円）、旧西ドイツでは男性が1,041ユーロ（13万5,330円）、女性475ユーロ（6万1,750円）。（1ユーロ＝130円で計算）。旧東ドイツの女性の年金が高いのは、女性の9割が就業していたからである。
- (16) 「人口オーナス」とは、「かつて高度成長を支えた世代が高齢者になり、少子化の進化で現役世代の人口が相対的に減る時期」をいう。反対に「若くて豊富な労働力団塊の世代が社会に出た時期」を「人口ボーナス」と呼んでいる。このボーナスによって、時の政権は年金や医療を充実することができた。福祉元年といわれた1973年頃が典型である。
- (17) 1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す数値。15歳から49歳までの各歳ごとの出生率を合計したものである。